

京都大学文学部蔵中院文書文学関係資料翻刻（下）

大谷俊太
大山和哉

本稿は、京都大学文学部所蔵の中院文書中の文学関係資料の翻刻であり、およそ江戸時代中期までの資料を収録対象とするものである。今号にはその末尾にあたる資料番号五一―八六四および別置されていた三八七の資料について掲載する。

〔凡例〕

- 一、資料番号・資料名は所蔵者整理番号・資料名に拠る。
- 一、資料の翻刻は所蔵者整理番号順に並べた。
- 一、資料名の次行には書誌事項を簡略に記し、内容等について適宜注記をした。
- 一、対象資料は全て書写資料であるため、「写」との記述は省略した。
- 一、料紙について、楮紙である場合の記述は省略した。
- 一、既に翻字が公開されている、及び前稿あるいは本稿に同内容の資料がある場合に翻字を省略したものは、その旨を注記した。
- 一、翻字は原則として原本通りとする。但、以下の項目については改めたところがある。

- 一、旧字体・異体字・合字は原則として通行の字体に改めた。
- 一、適宜、句読点・並列点を施した。
- 一、改行箇所には適宜「 」を、料紙の裏面に移る場合は「 」を入れ示した。
- 一、書状の尚書きは書かれている場所に関わらず翻字の末尾に（尚書き）として示した。
- 一、女房奉書は読む順番に翻字し、次の文字に大きく移動する箇所に「 」を入れた。
- 一、割書部分は（ ）で括り示した。
- 一、朱の書き入れがある場合は、通常は該当箇所の翻字末尾に（朱）と記した。その他の形で示した場合には、注記に示した。
- 一、虫損等による判読不能箇所は、字数が判る場合は□で、判らない場合は「 」で示した。
- 一、ミセケチ部分は網掛けで示した。
- 一、単純な誤字訂正と認められる箇所は、改めた後の形で翻字した場合がある。
- 一、その他、私の注記事項は（ ）で示した。

五一「某書状案」

・切紙一通。縦三・九×横三九・八。中院通勝筆か。「益丸」は通村の幼名。八朔の贈答品献上につき添え状。

八朔の風俗として、十帖一つゝみ／益丸進上いたし候。後嵯峨院の御佳例、当家にきてことに／執し存候へき由も候へは、ことさらおのづから祝儀はかりにて候由、御ひろう申とて候。／素然も御太刀一ようしん上いたし候／よし、御心え申とて候。かしく

八朔の風俗として、十帖御あふき、益丸／進上いたし候。後嵯峨院の御佳例／当家ことに執し存候へき由も候へは、／ことさらおのづから祝儀にて候よし／御心え候て御ひろう申とて候。／慶長五

五一四「通茂書状」

・堅紙一紙。縦三一・一×横四五・六。通茂書状後水尾院勘返状。寛文十一年正月十九日禁中御会始の際に「貴賤迎春」題で通茂が詠んだ和歌を、後水尾院が添削した折のもの。『新明題集』に同題で入集する通茂詠「まちえてはへだであらめやうへなきもおよばぬきはも春の心に」がこれに当たる。

御会はしめの詠草／再吟候。いくへたてなく／うへなき同字にて／おとろきまいらせ候。／御つゐても候は、いま一度／御うかゝ候て／たまはり候へく候。かしこ／玉かきとのへみち茂

(別筆書入) 結句は心はよく候歟。然は、待えたるへたてであらめや、にても候はん哉。／但、一二句は、待えてはへたてもあらし、にて、結句、春の心に、とは如何。吟味次第、尤

候。／呂字 (花押)

五一五「通茂書状」

・堅紙一紙。縦三〇・七×横四二・〇。通茂書状後西院勘返状。焼物献上につき添え状。

只今之焼物四色献上候。／此中若宜も候哉。被窺／可給候。詠草書改、是又献上候、宜預御心得候。恐惶謹言／卯月十一日 通茂／直丸殿 通茂

五一六「飛鳥井雅章書状」

・堅紙一紙。縦三三・五×横四五・七。端裏「大炊御門亜相公 雅章」。飛鳥井雅章編纂の細川幽齋の家集「衆妙集」に後水尾院が外題を染筆したことを伝え、その礼状を早急に奉るよう細川行孝への言伝を大炊御門経光に依頼する書状の写し。

昨日経御門前申候故／立寄候へは、御留守ニ而／申置候。内々細川丹州／被申上候玄旨集衆妙集外題、／法皇被染宸筆被下候。／則昨日可懸御目と存／如前ニて候へとも、御留守故／直ニ鳥丸相公へ相渡申候。」外題名被付下候たく存候ニ、被染／勅筆被下候事、不大方事ニ候。／從丹後殿手前まで重々忝候よし、／書状可給候。則其を可備／觀覽候。委細鳥殿と御入魂候而／可被仰候。はやく便宜ニ被仰遣／御尤ニ存候。以上／十二月廿二日 雅章

(尚書き) 左様ニ御心得可在之候。則／貴公と御入魂候やうにと／申入候。外題之銘之／勅筆、細川家面目不過之候。／珍重々々。丹州江従手前も／状可遣候。則鳥丸へ遣候而／衆

妙集に相添られ候様ニと／言伝申候。左様ニ御心得御尤ニ候。
／從貴公も丹州へよく被仰遣、尤ニ存候。

五二二 「法皇女房奉書」

・一包堅紙二紙。縦三九・一×横五三・〇糎。包紙表書「御伝授奉書」。端裏「法皇仰／寛文五正十一」。後水尾院筆。本紙右端下は封の紐として切られている。

古今しう二条家の正りう／つたへさせ／おはしまし候。／まことに一事の義理くてん故実、こと／＼／さほりもなく成しゆ候て／道を残させおはしまし候事、／よろこひおほしめし候／よし、こゝろ得候て／申とて候。かしく／中院大納言とのゝ

五二三 「光茂歌道伝受起請文」

・一包堅紙一紙、牛王宝印一紙。本紙、縦三五・八×横四七・八糎。牛王宝印、縦二・七×横二八・六糎。包紙表書「上」。鍋島光茂から通茂に提出された起請文。図版1参照。

再拜々々敬白天爵起請文前書之事

某儀哥道執心不浅存入候段飛鳥井大納言を以両／御所様達叡聞愚詠度々備 天覧。殊／仙洞様被遊 勅点致拝領。其上和歌御門弟分被為／召加之 御気色之旨飛鳥井被申聞。生々世々本望／不可過之冥加至極難有奉存候。以飛鳥井奉備／叡慮候一紙ニも雖致書載、弥以 御添削之趣者不／及沙汰。御門弟分ニ罷成 勅点頂戴仕候段も夢々他見／他言仕聞敷候。度々愚詠を／当今様御手つから／仙洞様江被為懸 御目候由承。猶更冥加恐敷叶 叡慮／申儀難述言舌感涙流却而御罰も

如何と朝暮奉存候。／非夫而已一両度も御題拝領仕、旁不浅仕合忝程ヲとかふ／可申上様無御座候。然上者迪之御事ニ／当今様之御門弟にも被 召成 勅点頂戴仕候者、誠以／數年願念是迄御座候。此趣宜様御取成を以偏御訴詔相／叶候様奉頼候。右之執心之儀ニ候得者、不能申上候得共、／於以來哥道捨申聞敷候事。／右於相違者（上の「右於相違者」は、牛王宝印を裏にして本紙と紙継ぎをした継ぎ目の上に記す）／（以下、牛王宝印の裏に、続けて記す）上者梵天帝釈、下者眷牢地神焰魔法皇悟道之／冥觀泰山府君、下界之地者四大天王惣而日本國中／六十余州之大小神祇祿王城之鎮守稻荷祇園／加茂春日大明神正八幡大菩薩松之尾平野／梅宮愛宕山大権現摩利支尊天熊野白山住吉／玉津嶋両社大明神西之宮貴船大明神三輪／天満大自在天神諏訪熱田戸隠大明神伊豆／箱根両所権現東照宮三嶋大明神鹿島神執／鎮西宇佐八幡大菩薩肥前鎮守河上淀姫大明神／千栗八幡大菩薩與賀本庄大堂六所櫛田大明神／九万八千之軍神八万四千之諸天狗等惣而問浮提之／内之有性無性亡靈鬼神奉驚情可給納受。今生／者長尺弓箭之冥加四十四之統目八十三之疋々每罷／蒙御罰被放部類眷屬身軀者受白癩黒癩之疾／病、来世者被閉大紅蓮之氷墮罪阿毘無聞之／底而浮世更不可有之者也。仍起請文如件。／寛文二寅年／三月廿二日 從四位下侍藤原光茂（花押）／中院大納言殿

五二四 「光茂歌道伝受起請文」

・一包堅紙一紙。縦三五・〇×横四九・二糎。檀紙。包紙表書「中院前大納言様 肥前侍從（墨封印あり）」。鍋島光茂から通茂に提出された古今伝授

の誓状。

古今集一部之説二条家正嫡流御伝／授畏入候。儀理口伝故実等曾以／不可他言他説候。若於違背者／大日本国神祖神并天満天神／梵天四王殊和歌両神之冥罰／忽光茂身上可罷蒙者也。仍誓／状如件／貞享三年三月廿一日 侍従藤原光茂（花押）

五二五 「前内大臣和歌道伝授状案」

・堅紙一紙。縦三六・二×横五四・〇糎。檀紙。通茂筆。宛所なし。二六五の草稿か。

古今集事／二條家之正流義理口伝故／実等悉令伝授了。堅守／道之法度不可有聊尔／者也。／宝永二季五月十日前内大臣（花押）

五二六 「前内大臣和歌道伝授状案」

・堅紙一紙。縦三六・二×横五四・三糎。檀紙。通茂筆、野宮定基宛。

古今集事／二條家之正流義理口伝／故実等悉令伝授参議／左近中将定基卿畢。堅守／道之法度不可有聊尔者也。／宝永二季五月十日前内大臣（花押）

五二七 「伝受箱開ニ関スル誓状案」

・堅紙一紙。縦三三・五×横四七・〇糎。通躬筆。

当家伝授箱開候事、從／法皇今度蒙御免候。殊其外／文庫文書入候箱向後不及武家／伝奏所司代等之封印旨被仰付候。／此以後於御用者格別文書已下雖／一紙惣而猥他見仕間敷候。若無抛／儀候者、禁裏法皇江可窺之候。自己之／所存二者任間敷候。此段子孫と茂申伝／堅可令相守候。子孫若於令違

背者／可蒙日本大小神祇殊者住吉玉津嶋／春日明神之御罰者也／享保二年八月廿八日 名乗／両伝奏 宛所

五二八 「伊達吉村和歌伝受誓状案」

・堅紙一紙。縦三四・〇×横四七・〇糎。伊達吉村から通躬に提出されたてにをは伝授の誓状。

一、今度和歌てにをは御相伝被成被下候。／付而、他人者不及申、仮親子兄弟如何様之／別懇之者たりといふとも、御伝受之義／聊他言仕間敷事／一、惣而和哥御伝受事等御咄之義共三／堅く他言仕間敷事／一、御家之義常々共三毛頭疎略奉存間敷候。／右条々於相背者／梵天台積四大天王惣而日本国中大小之／神儀殊二者和哥神各可蒙 神罰者也。／享保壬寅年／三月五日 仙台中将吉村／謹上

五二九 「通枝和歌伝受誓状」

・一包堅紙一紙。縦三五・〇×横四八・二糎。檀紙。包紙表書「通枝」^上。和歌天仁葉御伝授之儀謹／深畏入存候。右説旨以不可有／聊尔儀候。此旨私曲候者可背和歌／両神并天神冥助者也。仍／誓状如件。／寛延二年十月七日左衛門督源通枝^上

五三〇 「通枝和歌伝受誓状」

・一包堅紙一紙。縦三五・〇×横四八・五糎。包紙上部欠損。包紙表書を含め五二九と同内容。

五三一 「通古書状」

・堅紙一紙。縦三六・二×横四九・五糎。

詠歌辱被下 御点候上、蒙／仰候条々、慎守候而謾不可／口外候。尤此道永遂習練／深可染心候。於違背者可蒙／大小神祇殊両神御罰候。／畏而所献誓状如件／右よろしく御ひろう候へく候／明和六年十一月四日 通古／勾当内侍とのへ

五三二 「十三人連名和歌伝受起請文」

・切紙一通（二紙継）。縦二七・八×横六六・八。歌道伝受起請文。文化十癸酉（一八一三年）十一月付。紙の継ぎ目に裏から「其道」と「可得」の墨印を捺す。

起証文

一、和歌御口授并御家御伝来／之説癖等大切ニ相守聊茂／疎略ニ仕間舖候。将亦他家之／門人者不及申、哥道ニ執心無之／者共江者、決而口外致間舖候。右／之趣心底相違無御座候。後日之／為念如此依而如件／文化十／癸酉十一月／峯雪（墨印）／普貴（墨印）／喜久（花押）／是等（墨印）／如月（墨印）／龍子（墨印）／可得（墨印）／花覚（花押）／其道（墨印）／玉平（墨印）／其哲（墨印）／一道（墨印）／阿龍（花押）

五三三 「和歌伝受誓書案」

・堅紙一紙。縦三二・七×横四六・六。檀紙。上部、破損甚。
古今集「」説二条家正嫡流御伝受／畏入候。被 仰聞候儀理口伝故実等／「」不可「」聊尔候。此旨若於違背者／「」国神祖神并天満天神／「」和歌両神之冥罰／「」通躬身上可罷蒙者也。／宝永二年五月十日 通躬

五三四 「和歌伝受書」

・堅紙十八通十八紙。縦三四・〇×横五三・八。檀紙。破損甚。「十七、士代」は二紙を紙継ぎ。宮内庁書陵部蔵三条西実枝筆『当流切紙』『切紙十八通』と同内容（二四五）「和歌伝授書」参照。但、「十八、伝授之次第」の血脈は上部が完全に破損、最後は「知仁親王／後水尾院」通茂」とあり。通茂筆。十八通各々の端裏書は「三〇大事」「三箇大事」「三ヶ大事」「重大事」「切紙之上口伝」「六重之口伝極」「真諦之事」「三鳥之大事」「鳥之積」「鳥之口伝」「一虫」「虫之口伝」「三才之大事」「秘々」「校歌之口伝」。六重之重付古歌事「十七士代」、十八通目は破損の為に端裏書なし。

五三五 「和歌伝受書」

・堅紙十三通十三紙。靈元院筆。破損甚。翻刻に際して、破損箇所は他の切紙を元に、本来あったと考えられる文字を（〇〇カ）の形でルビに示した。

五三五―一

・縦三三・〇×横五一・一。檀。端裏「一 三ヶ大事」。図版2参照。

置玉之木／天子即位之時三笠山之松之枝／三寸計三切テ御守ニ令懸給云々。常／光院説、用年木也。当流所用神／木也云々。

五三五―二

・縦三三・〇×横五一・一。檀。端裏「二 三ヶ大事」。

妻戸削花／めとは妻戸也。色々／花ヲケ／「」挿事アリ。

五三五―三

・縦三三・〇×横五一・一。檀。端裏「三 三ヶ大事」。

加波名種／或水蓼、或おもたか、雖有／説「」用河骨也。

五三五—四

・縦三三・三×横五一・一種。端裏「重之大事」。

置玉木ノ内侍所ノ妻戸削花ノ神璽ノ加波嫁ノ宝劍

五三五—五

・縦三三・三×横五一・〇種。端裏「切紙之上口伝」。

鳥ハノ魂ノ方ヘ取也。其故ハ柳ニ天照太神ノ御魂ヲノ

時口内侍所ト比スル也。常光院ハ鳥ノ柴ヲ用。当流ハ神木ヲ

用也。ノ妻戸挿花ノ妻戸ニ種々「花カ」ヲ削リカクル時節有之

也。其故ハノ二条后ニ比シ奉ル国母ニマシマス此大徳故也

云々。畢ノ竟重大事之時、神璽ニ比スル也。ノ「加和各種カ」ノ此

草ヲ宝劍ニ比スル心ハ、劍ハ水ヲ躰トス。河水ノ清淨ヨリノ

此草出生スルニ比シタリ。水ニモ溺レス花咲也。

五三五—六

・縦三三・三×横五一・〇種。端裏「重之口伝極」。

重大事口伝ノ此切紙ハ前ノ三ケノ子細ヲ明ス也。仮令前ノ切

紙ハ喩也。ノ三種ノ神器ヲ可顕之義也。ノ内侍所 正直ノ鏡

ニテ座ス也。真躰ニ含メリ。鏡ノ本躰ハ空虚ニシテ而モ能ノ

万象ヲ備ヘタリ。此理ヲノツカラ正直ナル物也。畢竟一切皆

ノ正直ヨリ起ル。此義深ク秘シ深ク思ヘシ。ノ神璽 慈（並カ）

ノ玉也。陰陽和合シテ玉ト成ル也。神代ニ日神ト素戔嗚尊ト

ノ御中違之時、玉ト劍トヲ取替給テ御中ナラセ給事アリ。

ノ是陰陽ノ表事也。ノ宝劍ノ凡ソ劍ハ本水躰也。自水起劍

云々。陰ノ形也。爰ヲ以テ征伐ヲノ根本トシテ治天下也。ノ

極口伝、妻戸ハ門戸比陰形、削花ハ比陽形、一切此処根本之

地也。ノ畢竟此三之宝、若「（ニモカ）」闕不得保天下、身所持者、

璽劍鏡心内所持之者、ノ慈悲正直賞罰等之三種神器也。刹那

モ忘之則忽招国家之滅亡、ノ是則日神之御内証、君臣上下天

照太神之一躰ノ心也。不可ノ差別。

五三五—七

・縦三三・〇×横五一・四種。端裏「三鳥之大事」。

喚子鳥ノ家々之説雖区、或猿ト云、或人ト云。ノ当流之説、

筒鳥也。ノ嬌名負鳥ノ或馬ト云、或鹿ト云。当家、用庭敵也。

ノ百千鳥ノ或鶯ト云。然共春ノ氣エテハ諸鳥サエツルノヲ云。

鶯「（ニカカ）」キルヘカラス。

五三五—八

・縦三三・三×横五一・三種。端裏「二虫」。

メテノヨリ色相ニムスホ、ルノ境ニ依テノ事ト思ハ迷心也。

境ト云ハ世ノ界也。元来境ニ躰ハナキ物也。一身不生、万法

無躰ト云、ノ是也。人ニ答アルニ依テ法度ト云事モ出来スル

也。サレハ只ノ我カラ也。此我ト云事、衆生ノ上ノミニ非ス。

天地ニモアルヘシ。ノ清レハ上テ天ト成モ天ノ我カラ也。地

モ又同ナルヘシ。青黄赤ノ白黒モ各我柄ノ色也。此后昔カ、

ル振舞アル事モナシ。ソレモ我柄也。アシキ振舞アルモ我

カラ也。思取テ世ヲノ恨ミシト思返スモ又我柄也。サレハ此

歌ノ道ニ当レル所、ノ尤肝心也。

五三五—九

・縦三三・五×横五一・八種。端裏「虫之口伝」。

サトルノヘシ。此哥ハ先オロカナナル所ヲ立テ、是ヲ思ヒ明ラ

「（此カ）」ノ典侍直子ハ作者ナリト口伝ス。此名ニ就テモ思

サトルノヘシ。此哥ハ先オロカナナル所ヲ立テ、是ヲ思ヒ明ラ

ムル／心也。（直不直ハ只也）「一心也。衆生ヲ慈悲スル心アル故ニ直子ト云。仏ハ一切衆生ヲ一子ニ撫給ノヨソヘ也。直ハ彼作者ノ詠心也。万事一心ナルヘキ事ヲ詠スル歌也。此歌此集ノ眼目ナレハ、万人此哥ヲ可守之由、秘力ノ中ノ口伝也。五三五―一〇

・縦三三・三×横五二・〇種。端裏「三才之大事」。

天地人之歌事ノ一、久堅の天にしてトハ天上ノ事也。下照姫ハ天稚彦ノ妻也。ノ天稚彦崩給シ時、喪屋ヲ天ニ作りテモカリス。下照姫ノせうとノ味耜高彥根神、吊ラハントテ天ニのほりケルニ、其形麗シクシテ（二）ヒア谷ノ間ノカガヒノヤクヲ見テ、下照姫、此事ヲ衆人ニ知シメノシトテ歌ヨミシテ曰ク、ノ阿妹奈屢夜乙登多奈婆多廼汗奈餓勢屢ノ多磨弥素磨屢廼阿奈陀磨波夜弥多爾輔和和和須ノ味耜高彥根返歌曰、ノ阿磨佐箇屢天降也避奈菟謎廼以和多邏素西渡雖不渡也ノ以嗣箇播箇輔智爾阿弥播利和和和妹虛豫嗣爾ノ阿弥播利和和和妹虛豫嗣爾豫利拋廼以嗣箇播箇輔智（此ヲ事也）ノ夷曲ト号クト云々。ノ一、あらかねの地にしてハ素戔嗚尊ノ出雲国ニ宮作シテ詠給ヘリ。ノ八雲立ノ神詠ノ事也。ノ一、人の世と成て、素戔嗚尊ノ卅一字ノ歌ヲ用ヒヨム事也。ノ仮名序ニテハコトハリ見ニクシ。家ノ口伝、天地人ノ歌、此分也。ノ口伝ノ人ノ世ト成テト并素戔嗚尊ノ所ヲ挙タレハ能心得サセン為也。依之三才ノ起ヲ云也。又梅花地みえす人久堅天此図絵等深秘之口決也。

五三五―一

・縦三三・五×横五二・〇種。端裏「秘々」。

「（此ノカガヒ）」の歌事ノ此哥家々ノ口伝ト称シテサマノ義ヲ構フ。然レ共貫之カ意業ノ旅部ニ入之、更此外ハ不可及沙汰事也。シキテ今義ヲ立ツ。ノ口武天（皇弟也）「一皇子高市ノ皇子、十九歳ニシテ世ヲ早クシ給ヲ詠ルノ哥也云々。然レハ皇子ノ崩スルニアツル也。浦トハ此世界ヲ隔テ行ニヨソヘタリ。ノ霧又物ヲ隔ツル理アリ。一説、霧ヲ病ニアツルノ義アリ。ノ島かくれば去行義也。舟ハ皇子ニタトヘ云ヘリ。ノほのく（此哥ニハ壽ノ字ヲ用也）」義アリ。明若壽風、是也。此哥ニハ壽ノ字ヲ用也。明旦左伝（字ヲ用也）ノカニツタフ。若深草未出春色若、ノ壽文選、壽伝、三公政徳

云々。風文集、風聞、ト云々ノ切紙之上口伝ノ老病死ノ四魔

ト云事、不可用之。島かくれハ八島ノ外ヘコキ離ル、トノ心得、則此家ヲ去ノ心也。ほのくノ明石トツ、ケテ明闇ヲ云ヘル而已。又明行方ヘ云ヘリ。旅部ニ入タル事、甚深ノ妙処也。人間ノアリサマツキニノ誰モ本覺ノ故郷ニ帰シヘキノ理也。又云、五大分離シテ本源ニ帰リノ「ほのく」と一氣生シテヨリ六根六識ヲ具足シテ、又ノ本ニ帰ルサカヒヲ浦トハ云ヘリ。一天四海ヲ掌ニ入給、十善ノ位モノ如此ナレハ万人ノ可思之処是也。

五三五―二

・縦三三・五×横五二・〇種。端裏「桜歌之口伝」。

吉野山桜事／此集ニサル歌見ヘス。撰者推シテ不可謂之。／其上対シテ書之。立田川ノ歌ハアリ。旁以不審ノ（前項事也）「（前項事也）」当流ノ口伝、／文武天皇芳野山ニ御遊覽ノ時、御ともにありて／人麿／しら雲に色の千種にみえつるはこのもかのもの桜成けり／又説／ちるは雪ちらぬは雲とみゆる哉よしの、山の花のよそめは／口伝云是又別紙切紙也。今略加載之／吉野山桜事、只対シテノ事甚深面白義也。乍去為証ノ勘之、尤可然。兩首之内、猶前ノ哥可用之。

五三五—一三

・縦三・一×横五・二種。端裏「重之重」。

身仁邪奈久 人爾慈乎与

五三六「和歌伝受書」

・堅紙二通二紙。縦三四・三×横四八・〇種。檀紙。古今切紙の下書きか。

一通目、端裏「三鳥之大事」、「三鳥之事」を記した上から、冒頭三行ほど

「古今集之事」とあり、古今伝授証明状の文章を重ね書きする。二通目、

端裏「十鳥之口伝」。通茂筆。

(一通目)

古今集之事ノ二条家之正流義理口伝故実等ノ悉令伝授了。堅守道之法ノ度、不可有聊尔者也。

(以下の最初の三行分は、右の部分に重なるようにして書く)

三鳥之事ノ一、喚子鳥 是ハ元初ノ一念ヲヨメル歌也。其一念ト云ハノ忽然念起名為無明之義也。無明トハ煩惱也。不測ニノ所起之一念也。喚子鳥トハ此一念ニヨヒ出サル、所ヲ云也。ノ山中トハ深ク高キ義也。大空寂ノ所也。爰ハ更ニ元來遠近ノ高下ノ分別ナク測シラヌ境界ヲ、タツキモ知ラヌトハ

云ヘリ。ノオホツカナクモトハ不測一念ノ呼出ス所ハ更ニ思慮ニカハラノサル境也。ノ一、嬌名負鳥 喚子鳥ハ一念起ル初ヲ云ヘリ。其後淫ヲワタシテノ十月ヲ経テ出生スル所ヲ門ト云ヘリ。人ニ開タル心也。陰陽和合シテノ五大ヲマロメタル所ヲ鳥トハナスラヘタル也。書ニ鷄子ノ如シト云心也。ノ鳴ナヘニトハコトワサノ始マル義也。今朝ハ即時端的ノ義也。風ト雁トハノ世界ノ色声ノ目ニ見ヘ耳ニ聞ユル所ヲ云。隠頭ノ二ノ万端ニ世ノ造作ナル心也。ノ一、百千鳥轉トハ、万物ノ形色声ノ心也。アラタマルトハノ立帰リテハ本ノヤウニ成ノスル義也。是法住法位世間相常住ノ心也。ノ我ソフリ行トハ有待ノ身ノ義也。此身ハ二度立帰リ改ル事ナク旧又ルノ物也。世界ハ我ト云物ナキ時ハ常住也。我ト云者ハ一切ノ喜怒哀樂アルニノ依テ終ニ衰老ノ歎キアル也。消テハイツチ行ソナレハ、元初ノ自性ニカヘル也。此理ノ能可思悟之。禪ニハ四了簡ノ沙汰此所ナルヘシ。

(二通目)

一、喚子鳥 一説猿、一説箱鳥、此鳥ハハヤコノト云やウニ鳴故也。ノ又人ヲ云トモイヘリ。春ノ山野ニ出テ若菜蕨風情取アツメテノ帰ルサニ友ヲ呼フ故ニカク云ト云ヘリ。ノ又筒鳥ト云アリ。是ヲ家ノ口伝トス。ノ一、嬌名負鳥 家々種々ノ説ニ有之。口伝、ニハタ、キヲ云也。ノ一、百千鳥 鶯ト云歟。ノ家之口伝、鶯一ツニ限ラス、種々ノ鳥、春ハ同シ心ニ轉ツルヲノ百千鳥ト云也。ノ此外猶有口決。

五三七「和歌伝受書」

・堅紙三通三紙。縦二九・五×横四二・二種。檀紙。いずれも詠歌大概切

紙。二四二と同内容。通茂筆。

五三八 「和歌伝受書」

・ 堅紙一通一紙。縦三〇・六×横四四・二種。檀紙。未來記・雨中吟切紙。
二四四と同内容。五三七と同時のもの。通茂筆。

五三九 「和歌伝受書」

・ 堅紙一紙。縦二九・三×横四一・七種。檀紙。詠歌大概切紙の第一紙の下書き。表・裏面ともに切紙の書きかけ。通躬筆。

五四〇 「和歌伝受書」

・ 堅紙一紙。縦三三・四×横五一・三種。檀紙。破損甚。伊勢物語切紙。
二四一と同内容。通茂筆。

五四一 「源氏三箇大事」

・ 堅紙三通三紙。縦二三・七×横三九・五種。檀紙。源氏物語切紙三通。
二四〇と同内容。通茂筆。

五四二 「和歌伝受書」

・ 堅紙一通一紙。縦二九・一×横三九・三種。薄様。詠歌大概切紙の第一紙。二四二―と同内容。但、ミセケチ一文字あり（説出したると意と^作）。
下書きか。通躬筆。

五四三 「和歌伝受書」

・ 堅紙六通。檀紙。宮内庁書陵部蔵三条西実枝筆『当流切紙』「切紙六通」と同内容（二四六「和歌伝授切紙」も同内容）。但、ミセケチ二か所、補入

一か所あり。通茂筆。

五四三―一

・ 二枚継ぎ。縦三三・二×横六六・六種。端裏「神道超大極秘」。

五四三―二

・ 縦三三・二×横五一・三種。端裏「題号」。

五四三―三

・ 縦三三・二×横五一・〇種。端裏「長短不同事」。

五四三―四

・ 縦三三・二×横五一・〇種。端裏「稽古方」。

五四三―五

・ 二枚継ぎ。縦三三・二×横六六・六種。端裏「稽古口決」。

五四三―六

・ 縦三三・二×横五一・〇種。端裏「流議付祭事」。

五四四 「和歌伝受書」

・ 堅紙四通四紙。古今切紙の下書き。宮内庁書陵部蔵三条西実枝筆『当流切紙』と同内容の書き止し。通茂筆。破損甚。

五四四―一

・ 縦三四・二×横五三・九種。端裏「此一枚他本可校合」。端裏「天地人之哥事」。三才之大事」の書き止し。

五四四―二

・ 縦三四・二×横五三・九種。端裏「稽古方唯授一人」。「稽古口決」の書き止し。

五四四―三

・ 縦三四・二×横四五・〇種。端裏「神詠事」。「神道超大極秘」の書き止し。

五四四—四

・縦三四・二×横五三・九種。端裏「六通」。端裏「流議不同」。「流議」の書き止し。

五七〇「和歌披講院参通知状」

・堅紙一紙。縦三一・七×横四五・九種。

鶴伴仙齡／右和歌題来廿七日御会始／可有披講可令予参由／院御気色候条謹奉候。宜予御沙汰候也。誠恐謹言／後三月十四日 通枝／通枝

五七五「和歌披講院参通知状」

・堅紙一紙。縦三三・〇×横四四・七種。烏丸光榮筆。

鶴伴仙齡／右和歌題来廿七日御会始／可有披講可令予参由／院御気色候也。謹言／享保二千年後三月十四日 光榮／中院少将殿 光榮

五八九「和歌読師任命伝達状」

・堅紙一紙。縦三一・八×横四六・六種。

来十八日和歌御会下読師／可令存知給之旨被／仰下候也。謹言／五月十四日 栄親／新宰相中将殿 栄親
(尚書き) 追申、午刻可令参給候也。

五九〇「和歌読師請文案」

・堅紙一紙。縦三一・五×横四六・六種。

来十八日和歌御会下読師／可令存知之旨被／仰下謹奉候也。恐惶謹言

五九九「和歌会講師任命伝達状」

・堅紙一紙。縦三一・七×横四六・一種。

来七日和歌御会可有／披講講師之事可令／存知給之旨被仰下候也。謹言／二月四日 重熙／源中将殿 重熙

六〇〇「和歌会講師請文案」

・堅紙一紙。縦三一・八×横四六・一種。

来七日和歌御会可有／披講講師之事可令／存知給之旨被仰下候也。謹言／二月四日 重熙／源中将殿 重熙

六〇八「和歌会講頌請文案」

・堅紙一紙。縦三一・六×横四六・八種。

来十八日和歌御会可令／候。講頌之旨被／仰下候条謹奉候也。恐惶謹言

六一五「和歌披講発声二関シ伝達状」

・堅紙一紙。縦三一・一×横四四・九種。

来十三日和歌御会可有／披講可令発声給被／仰下候也。恐々謹言／延享二九月十日 兼胤／新中納言殿(称所劳不能／勤仕) 兼胤

六一七「和歌会講頌伝達状」

・堅紙一紙。縦三一・八×横四六・四種。

来十八日和歌御会可令／候講頌給之旨被／仰下候也。謹言／五月十六日 栄親／新宰相中将殿 栄親

六一八 「和歌会参会請文案」

・ 堅紙一紙。縦三・七×横四五・四種。

今日可有和歌御当座／御会可令参之旨被／仰下候条謹奉候。

宜預／御沙汰候也。恐惶謹言／元文三年九月十三日 通枝／

通枝

(尚書き) 尚／々午刻可令参之旨承候也。

六一九 「和歌会披講予参伝達状」

・ 堅紙一紙。縦三・七×横四六・〇種。

寄道祝世／右和歌題来十三日御会始／可有披講可令予参給旨

被／仰下候也。謹奉／五月四日 資時／中院少将殿 資時

六二〇 「和歌会参仕請文案」

・ 堅紙一紙。縦三・九×横四六・四種。

寄道祝世／右来十三日御会始／和歌題可令詠進被／仰下候条

奉候。宜預／御沙汰候也。誠恐謹言／五月四日 通枝

六二七 「和歌御会予参伝達状」

・ 堅紙一紙。縦三・八×横四六・七種。

今日可有和歌御当座／御会可令予参給之由被／仰下候也。謹

言／九月十三日 資時／中院中将殿 資時

(尚書き) 尚／々午刻可令参給候也。

六四一 「松平光茂書状」

・ 折紙一紙。縦四一・一×横五四・九種。元禄八年五月から六月にかけて

の通茂詠草の草稿や肥前鍋島光茂女に与えた詠歌大概の奥書きの案内など
の覚書。通茂自筆。紙背は鍋島光茂書状。

瞿麦露 (五月廿四日月次御会) 奉行、万里小路大納言 理り)

あかてけさたかおき出し名残をか

露にみせたとこ夏の花

秋草のまかきはものかなてしこの

花にをさちる露をおもへは

瀬鶉川 薄暮叩

詠歌大概奥書

右一冊肥前拾遺光茂朝臣息姫習^明祖父之教奇、／幕古風、雖未

見^其吟詠、愛其志^其授与之。／元禄乙亥蟠^其生仲夏下浣／素

秋^其季之候書之／紅花榮之日／特^其准源(花押)／亜槐散木^其重^其右

／右一冊、拾遺光茂朝臣息姫聞習／祖父之教奇、幕古風、雖

未見其／吟詠、愛其志染醜跡令授与之。／元禄乙亥仲夏下浣

／亜槐散木水原判

虎 (六月廿五日 住吉御法楽／奉行、今城宰相)

おやを思ふ心ひとつに身をすてゝむかふ命は虎^はもしらすや

いかなれや世にすさまじきけたものもむかふにたへぬ虎の心

は

としそふる世はとらのおをふむよりもあやうかるへき道もた

とらん

抑御劍之事、後光明院出御之始、／後水尾院仰云、本院御在

位之間、無／出御候事^事知故実之人不可有^有才。／当初御在位之

時、後十輪院通^令公度々被^被勤此役之間可指南之間、被^仰

下通茂^令勤仕之、諸将^令勤^勤輩^輩勅定。依之^依予度々勤此役。

然^然如^如仙洞御在位之日^{政務}／貫首将每度役之。当代近習之将^將勤

之。不敬、辱、之、儀、依之依レ通躬卿・定基朝臣終以不參／仕之。去年今通清朝臣加
近習、今年例幣／御劍之間令指南彼朝臣之次中中中

寄天恋（六月廿五日／内聖廟御法樂）

しらせはや雲間のほしのほのかにも

みてし心はそらになりぬと

月に日にうはのそらなる物もおもふ

め（なにかめてはむも）にみぬ風の音にきくより

人しれぬ物をそ思ふいくめぐり

むなしきそらの月日かそへて

身にとめてしたふもはかなみしも今

むなしきそらの風のうき雲

風のまにみしは跡なきそらの雲のを

心にとめてしたはすもかな

むなしきそらにしたふはかなさ

人心かよふなかめのそらならば

月をも袖はしほらてやみん

袖にくもらぬ月影もみん

（紙背、鍋島光茂書状）

雖指儀無御座候、余り／御床敷奉存捧愚札候。／当年爰許者

三月／中旬比より事外之／早魃ニ而御座候処、頃日より／雨

天ニ罷成湿も深々／御座候。其元如何御座候哉。／梅雨ニ入

候而、珪光院殿弥／御息災ニ、貴公様ニも御／健達被成御座

候哉。承度／奉存候。宰相殿、今程者／漸御帰路ニ而御対談

／可被成与奉存候。私儀も」達者罷在候。万緒奉期／後音之

時候。恐惶謹言／松平丹後守／五月二日 光茂（花押）／中

院前大納言様／参人々御中

（尚書き）猶以野宮殿久世殿江も以別紙申／入度候へ共、還

而可御六借与不能其儀候。／乍慮外宜御心得被成可被下候。

已上

六四二「松平光茂書状」

・折紙一紙。縦四一・二×横五五・〇糎。元禄八年七月前後の通茂筆の覚

書。紙背は鍋島光茂書状。

古寺藤

紫の雲のむかへを松かえに

たかすむ寺そにほふ藤か枝

さく藤の花もいく世をふる寺の

あれまくしらぬ春をみすらん

寢覚虫

友とするよとこはしるやきりくす

なくねにさめぬ夢もありしを

ゆかちかく鳴よる虫や手枕の

夢をやたるとるねさめをやとふ

後十輪院前相府十記置之由記予。車ノ葉先々之回禄之節悉焼

失。覚悟／分。雖記留通躬了。依之乍企之／過年月之処／

見矣。／元禄第八季秋初十莫／御引直衣 出御候時、御

且令凶之、備後鑑者也。深秘箱底、／莫令外

見矣。／元禄第八季秋初十莫／御引直衣 出御候時、御

劍次在常御所將本御取帶取於木御中程□／出御之期次將衣冠參進取之

／小指之間御挟中指御大指与御無名指間持也。

持御劍御未足革之程也也。／未之足革ノ上二三掛人指／中指以下足革末提持之。当腰程出庇／出御之時、躡居。從出御參進御傍方御口方御後也。出御之処躡居。御座定之後、廻御前方參進置御左傍。其路為御右方之時、自御前而置御左方帶取之末奉柄御前方、鞞御後方。東面之時、御右傍柄西鞞東指出置より報而置之。入御之時、纔進獻之。作法／同出御之時。／

近代有指兩人、雖提御劍之時、有先行之說、仍記之。

此義不審若聞謬歎之由存也。」

千々

元日宴 七月七日住吉御法樂

千々の春君にかそへんこよ御をや

中のつかさもけふすむらし

春のくにけふははこやの山人も

おりにあひけるむかしをや思ふ

春にけふあけたたもともへたて色てなき

めくみに色ふやめくるさかつき

ことしなをゆたかなるひのためしをや

君にすすめて代をいはふらし

七夕管弦 七夕公宴

ひかてをくしらへもあれと糸竹の

手向はさらに星やうくらん

わきてけふ星もうくらし糸竹の中もにことなる君かしらへは

万代の秋も絶せしたなはたの

契りにかくる糸竹のこゑ

是もさそ心ひくらんめつらしき

けふのむしろの糸竹のこゑ

庭にをくしらへならすも糸竹の

こゑには星の心ひくらし

心はひくや糸竹のこゑ

(紙背、光茂書状)

一筆致啓上候。其後者／久々御左右も不承候。先以／御一家

御安全貴公様益／御健達被成御座珪光院殿／にも弥御達者に

可被成御座／与目出度奉存候。宰相殿にも／近日可為御帰京

与存候。題目／無御座候得共、同氏信濃守／為參勤今日在所

罷立候／付而呈愚札候。猶奉期後／信之時候。恐惶謹言／

四月廿五日 光茂(花押)／中院前大納言様／参人々御

中

六五三「通躬女房奉書」

・堅紙一紙。縦三五・六×四九・〇糎。散らし書き。中御門院宛通躬書状。

此ころの五月雨にはけふはめつらしきはれまにて候。いよ

／御機嫌よくおはしまし候て／めてたく存候。／この菊

はよそより見せ來候。／おりふし存寄候ゆへか

きつけ上候。／くるしからず候は、よろしく／御ひろう給

候へく候。かしこ／山ちにもしらしよはなの秋を、きて／夏

にほへるさまのハ菊の色香は見するし勾当内侍とのへ御局みち躬

六五六「中院大納言書状案」

・折紙一紙。縦三五・八×横四八・四種。細川幽齋二百回忌追善和歌主催の件。細川越中守・左京宛、通知書状。

御先代故幽齋玄旨殿／御年回の折に、むかしより／追善の和哥御進のこと、／一たひも相見えず。哥道に／おゐても高名さしの御方、ことには／当家先代也足素然、勅／勘のち十九ヶ年のあひた／丹後の城にて御養育に相成／通村公は幽齋殿御息女御誕生にて、／十二才のせつ、慶長四年十二月／勅免あらせられ、おななしくも帰洛にて／首尾よく当家相続のこと、／御親愛なみくならず。其上／哥道にても格別の御恩情／によりて 朝廷よりも烏丸／当家、和哥の両家にあいつゝき／御月次御題など、殿上人の時より／給りて、他の家に越たる事、／今も同じことにて、ふかき／御恩のほど、子孫永々忝存候／事に而候へは、せめて和哥の／勸進をと、過し二百回忌のせつ、当家より催度、文化六年／の春のころより飛鳥井前大納言／へたひく／申談候へ共、何かさし／つかへ御座候而、是非なく勸進／いたし申さす。素然御同年の／年回にて二百回忌のせつ追／善の和哥 仙洞御点を給り、／表向立勸進立いてき、ふかくかしこまり候に付ても、此事のとゝのは／さるを嘆思ひ候へ共、心にまかせず／天授院へ代香のみにてうち過、／時節のきたらぬ事をかへすく／なけき入候ところ、其御家かねての／御願意相立候て、一条殿／嚴重にて御滞なく御勸進／あひ濟、通知にも御同然に深く／忝り候。中故詠出の和哥／仙洞御点給り深く畏入候事に而候。

／何年此時節当によりも催度／心くはりにて、和哥の両家へ／内談候処、存寄なきよし／申聞られ候へは、遠からず願望／成就のほど、いり存候事に候。何／ふん此たひ御勸進御滞なく／相濟候へは、行く御年迴の折々／当家にて相催候事子細なく／調ひ候事と存られ候。此よし／越中——殿・左京——殿仰入被置／候やういたし度候し。此ころ御直に／申入存出候。なを御入申入候。／御らんのうへよろしく御たのみ申入候事。／就君御方へ 中院大納言

六五八「某書状案」

・折紙一紙。縦三一・七×横四六・二種。通知筆か。宛先不詳。細川幽齋遠忌和歌勸進一件。

先達而御内之新大納言さま／まで願まいらせ候細川幽齋／遠忌和哥勸進之事／此間一条准后さまより御返答／御さ候て、折角の存立ながら／昨年御勸進も御さ候事／此度は延引致候様にと／聞白さまより御返答のよし。尤／准后さまには気毒に思召候へとも／御伝へ遊はし候由にて、書附とも／返し下れ候。此よし御序に／新大納言さまへ御申入遊はし下れ候。／よそならぬ遠忌にて、文化六年／飛鳥井前大納言へたひく／相談もいたし候事、家にとりいか斗く／残念に／そんなし候得共延引致、なを又／時節も御さ候は、願出度存まいらせ候。／是等の所御ふくみにて、何分／よる敷様御申入あそはし下れ候。／御むりと候はんにいりく／申入、ふかく／おそれ入く／まいらせ候。」御面倒ながら、此よし御用のすき／宜敷御申入候様御願申入まいらせ候。以上。／右、六月六日／中将さまへ奉候事候。

六五九「某書状案」

・折紙一紙。縦三三・五×横四五・六種。通知書状案。細川幽齋遠忌和歌勸進一件。

先代也足軒素然儀／勸勘中十九ヶ年之間、丹後／国細川幽齋養育ニ相成、嫡子／通村者幽齋女誕生ニ而、慶長四年／十二月二日素然蒙／勸免帰洛之節、相具当家相統／致候。歌道者勿論格別恩儀有／之候人故、文化六年二百回忌之節、／和歌勸進催度存候処、故入道／一品宮御催之御噂有之。且表向／勸進可相調哉、其程茂難相分／其促打過候得共、前文之次第候／故、何卒此度和歌令勸進度／存候。百五十回忌之節者、故入道蟄居／中ニ而無其沙汰、已前之儀者不相分／候。昨年御勸進之上又候ト申候／而者從兩所之勸進ニ相成候故／如何ト民部卿相談致候処、無／子細趣ニ候条、偏成就候様願入存候。」別紙ニ通之写者御引考ニ茂可／相成哉与入御覽置候。此末之／年回通知及極老候得者、勸進相催／候儀無覺束嘆敷存候。自然願意／相叶候者、来八月彼地ニ而勸進候／様七月中旬取重度存候。猶亦／御直ニ委同度候得共、粗以書附／先希試候。於御勘考給者、深々／畏入候事候。／四月廿四日
通知

六六二「中院大納言書状案」

・折紙一紙。縦三三・八×横四六・二種。通知書状の控え。細川幽齋遠忌和歌勸進一件。

追々さむさニ成程候得共、いよ／＼／御さはりなくめて度、先達而／更御こたへとて御ふみのやう／くわしくうけ給、何

も御尤にそんし候。／此うへ和哥勸之義は、はしめより／申入候之通通知存生のうちに／一分にて取重勸進の覚悟に／候へは、越中守殿御頼のふりになり候事は／心の外にて、たゞ／＼表向勸進／一分にいたし度存候事に候。百回御忌／の時為村卿詞書の趣、いかにも／無念に存候。且は高恩の程おもは／さるやうにもそんしられくやしき／一方ならず候へは、子孫へもよく／申／伝へ置候て、行末の御年回／度ニも和哥御勸進の御世話申度／そんし候事に候。毎年御正忌に者／当家にて和哥独吟ニても勸進／いたし御恩のほと永に忘れ／不申候やういたし置度、夫ゆへ／よろしき折柄御世話に成、幽齋公／御画像も申受候事に御座候。此／よし、越中守殿へ申入置たき／所存候まゝ、猶又よろしく御通達／の事、御頼申入存候。かやうなる儀くわしく御頼申入候事は其御方／ならては出来不申、ひとへに／＼宜敷／御頼申入存候。めて度かしこ／中院大納言／就君御方へ／申させ給へ／右十一月十三日認

六六六「源内侍書状」

・折紙一紙。縦三三・〇×横四四・六種。和歌閑連のものの献上依頼。

御うけニ上まいらせられ候物、／何にても御まへさま／思召入にて、哥の心／御さ候物あけられて／候はゞ、御満そくニ思召候／はんとの御事ニ御さ候。／もつ共けんしにても／いせ物かたりなにとても、／とかく何にても、哥の心／御さ候物上まいらせられ候やうにと／此よし申せとの御事に／おはしまし候。めて度かしこ／中院前内府さま 源内侍
(尚書き) 仰の御事ゆへ／ちよと申上まいらせ候。かしこ

六六七「烏丸光雄書狀」

・折紙一紙。縦三三・五×横四五・七種。烏丸光雄書狀の写し。細川行孝宛。衆妙集勅銘一件。

幽斎御集之事、／故丑槐以一紙遺置／飛鳥井亜相。此度／被遂功被備／法皇御覽。歡感／不少、賜宸翰外題、／御集被附屬下官候。／誠以和哥之徳／叶冥慮益可／被揚才名候。足下、御喜悅察入候。／於亡父卿冥魂可／歡喜候。則御集／令投贈候。珍重／存候也。謹言／烏丸宰相／光雄／正月廿二日／細川丹後守殿

(尚書き) 追々亡父卿如申置候及／撰定愚官も／悅存候也。

六六八「雅章宛」

・折紙一紙。縦三三・五×横四五・七種。飛鳥井雅章書狀の写し。細川行孝宛。衆妙集勅銘一件。

其後は良久以／書札不申入心外之／至ニ存候。愈御勇健ニ／御座候哉。此地無異義候。／抑、内々ノ身へ幽斎之家集／烏丸故大納言被申置候／へとも一円不得寸隙、／其上事外乱雜ニ候故／組直及遅々候。漸／此比成就候而、則／備法皇御覽、表題／銘之義、達而懇望申、上候処、衆妙集と被／付下候。老子経之語ニ／玄之又玄衆妙之／門と御座候。此心ニ而被付候。／不及申義ニ御座候へとも、奇妙之御趣向、細川家ノ之規模珍重に奉存候。／逆之義ニ被染宸筆／被下候は、、弥細川家面目ニ而／可有御座由申上候処／さ候は、先御留被成候由ニ而／外題紙御前ニ御座候。／貴殿ニも忝可被存之／由申上候。珍重々。恐頓首也。／十二月十二日 雅章／細

川丹後守殿

(尚書き) 尚々禁中ニも可被留候間、／今一部書進上候様ニと蒙／仰候而、又一部書、献上仕候処、／則官庫ニ被納置候。／是又規模珍重に存候。以上。／返々、集凌老眼書候間、／無正跡赤面此事ニ存候／へとも、手前も玄旨集遂／編集大悦ニ存候故、不顧／虵蚓之跡如此候旨／大炊御門亜相より委細可被達候。

六七〇「通茂書狀案」

・折紙一紙。縦三三・四×横四八・六種。板倉内膳正宛。通茂筆。屋敷替一筆令啓候。内々／自分之屋敷狭／少、唯今指当難／治之申、仕候故 永井伊賀守／殿申上候処、江流神誠申候地、先年久我前右府權正候 中、筋久我前右府相／屋敷拝借、誠／以畏存候。若於其／許及御沙汰候者、御札之段 果不候哉、宜様ニ／御沙汰頼存候。為、其如此候。恐々謹言／六月廿七日 通茂／板倉内膳正殿

六七二「経光書狀」

・折紙一紙。縦三三・五×横四五・八種。大炊御門経光書狀。細川行孝宛。衆妙集勅銘一件。

内々飛鳥井亜相へ／被頼置候玄旨集、／衆妙集下／法皇勅銘被遊ノ之上、今度外題／被染宸筆被下候。／誠御家之御規模／珍重々々不過之候。／衆妙衆一冊外題ノ等自飛鳥井大納言／烏丸宰相へ被相渡候。」自彼方可被届候。／飛鳥井亜相よ

り示／給候者、此忝御礼／ニ付御状ヲ飛鳥井／迄可給候。其
状ヲ備 御覽候由／示来候。則飛鳥井／書状相添進之候。

早々／御状被認可給候也。／恐々謹言／十二月廿二日 經光
／細川丹後守殿

(尚書き) 自鳥丸宰相此度被届候／様申候へは、彼集遂書写
／以後可参之由候故、此度／無其儀候。愚書一封ニは／外題
之事、未被遊候と書付候へ共、／今日自飛鳥井示給候故／如
此候。以上。

六七四「通知書状案」

・折紙一紙。縦三三・四×横四五・四種。文政十三年九月付、細川越中守宛。

慶長四年十二月二日賜此／宸翰。予先考也足素然動勵之間通勝於其御家十／九か年籠
居、預御養育／殊哥道御教訓之御／親愛不淺、再右令^御厚恩、
写之令授者也。／文政十三年季秋 通知謹誌／細川越中守殿
／(一行分空白)／先代故前侍從中納言通勝／おほやけの御
とかめの程、／幽齋君の御もとにありて、落飾／のゝち十九
年あつき情をうく／るに、中にも和哥のみちの／をしへこと
に浅からず侍りしか、／慶長四年十二月二日みゆるしを／か
うふりて、此 御製の詩給／はりけるに、御返し^の哥とて
ものにしるし侍けるか、是／らをしらふることのありて、
なをも忍はしく、此君の／ふかき恩をおもふにたへされは
細川の家にも残しうさま／ほしくて、文政十三年の秋／つゝ
しみて誌はへるになん。／通知

六七五「織仁親王御和歌写」

・切紙一紙。添紙一紙。切紙、縦一八・二×横五一・三種。添紙、縦一九
・六×横一〇・七種。添紙には天地に金の筋。細川幽齋『衆妙集』所載の
和歌三首散らし書き。幽齋肖像画の色紙形の賛として織仁親王が記した和
歌三首の写し。

めてきぬる花も／紅葉も月雪も／かすみにきゆる／春のあけ
ほの(衆妙集 128・春曙)

風そよく／入江の／あしの／ほの／と／月に／なり／ゆく
／うす／霧の／そら(同 111・江月)

吹をくる／雪の／しから／み／かけそめて／ゆふ／風／しろ
き／谷の／しは／橋(同 437・橋上初雪)

(添紙に書付)

御尋のこたへ／一、画像は国本伝来之写にて候。／一、
色紙形之通、三首詠うつさせ／御所望によつて御目に懸候。
御返しに／不及候。寒氣ニ筆取かね失礼申上候。

六七六「某書状案」

・切紙二紙紙継。縦一八・〇×横八一・四種。細川幽齋遠忌和歌勸進一件。
文化六年幽齋二百回／忌に和歌勸進不成就ニ付／追々之心か
け候うち、長州にて／先祖元就年回之勸進／出来、鷹司准后
様御とりもちと／承りつけかね候て、里方／間働にも候へは、
彼御方へ長州の／例等段々承り合せ、今度／願出候事ニ候。
尤武家は／公辺のひゝき、甚心えぬる／事とも候へは、近例
を専に／致候事故、今度も関白様へ／願出候事に候。右に附
ては／院御所御伺にも参入端／滯も御とりもち被下、和哥／
御とり重ねは一条准后、当時／御灌頂親そくにも候へは、て
き当の／御事故、私より願出候様、猶／関白様よりも御たの

み／仰入事候半との御事にて、段々／御かけ合に濟まいらせ候。九月四日／忠郎公より御短尺御とりかさね／滞なく私江御渡被下候。／年来之本望、越中守初／まことにめやう加至とて有難／かりまいらせ候。私に候置同様いか斗／畏入まいらせ候。御尋にまかせ／右之次第あらまし／御はなし申入候。

六八三「某詠歌寛」

・切紙一紙。縦一六・〇×横四〇・〇糎。細川幽齋二百回忌追善和歌の寛。
二百回御忌御追善之御詠寛／御所様より御詠進られ候。／入道様より同進られ候。／久世前大納言様より同進られ候。／同三位様よりも進られ候。／右、久世御両卿様よりは御使をもつて／御里様へ此度の御追慕として／進られ候思召ニ有かと存候得共、夫ニ而はこと／しく成候御事ゆへ／御簾中様迄進られ候との御事／西園寺中納言様御詠御短尺／一枚、南禅寺中天授庵へ御納／あそはし候。／烏丸中納言様御まへ書物三十一首の／御詠、同寺へ御納遊はし候。／尤いづれもこなたよりの御勸進にてはあらせ給はず、御方／様御志にて進られ候御事。

七五九「通枝和歌草稿」

・一包十八紙。各縦一九・五×横十七・六糎。包紙表書「通枝卿御筆」大嘗会和哥（元文之度／悠紀方御風／屏 光榮卿）。薄様楮紙の色紙形。内容は『新編国歌大観』所収『大嘗会悠紀主基和歌』の「元文三年十一月一日／悠紀方近江国／御屏風六帖和歌十八首／正二位藤原朝臣光榮」に載る十八首と一致する（ただし異同あり）。万葉仮名で各紙に歌一首ずつ記す。裏面にはいづれも右上に色と数字が書いてあり、七五九―一から七五九―一

八まで順に「紅一」「紅梅二」「黄三」「萌木四」「花田五」「白六」「紫七」「白八」「紅九」「黄十」「花田十一」「白十二」「花田十三」「黄十四」「紅梅十五」「花田十六」「萌木十七」「黄十八」。色名は屏風に貼られていた料紙の色か。

七五九―一

見於山也能登可
尔伊都留阿佐此
加計久裳理那

幾与乃波留遠美
須良志

七五九―二

比幾都礼豆介布
乃祢能比乃古万
津波良千止勢能

賀計尔安曾布毛
呂比登

七五九―三

佐幾曾比豆由岐
与理介那留志呂
多倍者那尔尔久

良布能佐止乃牟
女賀江

七五九―四

波留乃比能奈加
久女豆那牟佐久
良波奈安佐都満

也万仁佐幾曾女

尔介利

七五九—五

止幾波那留万都

於乃山尔佐久布

知能佐可理比佐

之幾幾美賀美

与可那

七五九—六

古古賀之古志津

加弓都久理佐良

須可止美由留安

佐比乃佐登能宇

乃波奈

七五九—七

和可波佐須衣多

佐賀江都都与呂

津幾乃美登理乎

津女留伊多久良

能也万

七五九—八

佐佐那見也之可

能宇良波乃由布

須須美数数之久

裳阿留可松能志

多可勢

七五九—九

美曾幾須留奈可

礼乎幾与見加美

毛佐曾宇介弓万

毛良牟加波可見

乃佐止

七五九—一〇

万波幾波良伊呂

古岐波那能都由

和計弓遠之可裳

奈留留加万布能

能安幾

七五九—一一

須牟都幾裳比加

理乎曾倍弓幾美

賀与能可可見乃

也滿屋那遠美可

久良牟

七五九—一二

波留加奈留也万

多能佐登乃安幾

可勢尔止岐毛多

加倍須古呂毛宇

都古恵

七五九—一三

伊久知波多加介

弓遠利以多須仁

志幾可止以布岐
乃峰尔曾牟留毛
美知波

七五九—一四

止古能也万知登
勢乎古女弓佐久
幾久尔奈賀礼裳
止乎久尔保布多
尔美都

七五九—一五

安女乃志多那逼
弓毛良佐奴女久
見乎者志久礼尔
裳之留加佐波良
乃佐登

七五九—一六

与波奈倍弓於佐
万留止幾乎惠知
可波乃奈見毛遠
止勢須古保理為
尔介利

七五九—一七

遠能加止知佐古
曾古古呂裳也須
加波尔牟礼為弓
阿曾布登毛知止

理質毛

七五九—一八

久良井也万多可
久都裳礼留志良
由幾者由多介岐
登之能志留之那
利計理

七六〇・七六一包紙

・一紙。

七六〇「摺墨事覚」

・折紙一紙。縦三八・八×横五二・四糎。檀紙。包紙表書「執筆之事」(本文同筆)。

摺墨事

一、筆ハ先ニ管ヲ染テ置筆台ノ(如本不放ノ尻)仕用之後ハ
其一管ヲハノ筆尻ヲ筆台ニハツシテ置也。ノ一夜ニハ用一管
也。不雜用。

一、取墨聊見切口摺之(摺間又一兩ノ度見之。為知)ノ(被
摺之程也。人指ユヒヲ墨ノ面ニ置テ取含端袖持之)頗久摩
之ノ(三百度許敷。ノ無指員敷)視動之時以左手窃ノ抑視也。
(左下方)摺(摩墨ヲ有三説。一ニハノノ文字スリト云ハの
ノ文字ノ形ニ摩テ仮令順ニ左ヘスリ廻ス也。二ニハノモ文字
スリト云ハ、も文字ノ形ニスル。仮令ヘハノ逆ニ右ヘスリマ
ワス也。三ニハシ文字スリトノ云ハ、シ文字ノ形ニスル。仮
令ヘハマスキニノ前ヘ後ヘスル也)畢如本返置筆台ノ(不可
鳴)次取筆染墨(聊見筆崎、二管ノ同之)二管ノ返置於筆台

〈不放筆管尻於筆／台置之。又不鳴。或閉〉／〈筆時筆ツカノ前ノ方ヲ筆台ニフセ／カケテ本ヲハ不懸筆台、サキアカリニ〉／〈置硯方、以之為善〉

一、入水於硯摺墨〈先墨ヲ掌ニ取テ／大指人指ヲ左右ニ／当テ其切口ヲ見テ左ノ大指ニ表衣ノ端袖ヲ／押含テ件指ト中指トニテ硯ノ左ノ下ノ方ヲ抑テ墨を摺ル。兼テ硯ニ摺付／タル墨ノ水ニ近キ所ヲ水ニ和合シ。身ヲ不動シテ久ク摺レル水ノ薄ハナキ也。〉／〈半許摺テ墨ノ切口ヲ見テ、又摺之。／久摺ル心ハ、再不可摺之故也。〉／如本置筆台染筆〈二管共染之。／件筆不挿〉／笠如本置筆台。筆之尻不放筆／台。或曰、以能筆テ置硯方可用／件筆也。是秘説也。不然者每度取／之時自求失事云々。

七六一 「摺墨事覚」

・折紙一紙。縦四〇・〇×横五二・七糎。七六〇と同筆、同内容。

八〇七 「通枝和歌懷紙」

・堅紙一紙。縦三六・九×横四四・三糎。

通枝上

御念始
松有歡声

／うつります君か千世へんよろこひの
こゑをやそふるほらの松かせ
この洞の松ふく風はことのはの
さかへむちよをつくるこゑかも

八〇八 「通古和歌懷紙」

・堅紙一紙。縦三六・九×横五〇・八糎。檀紙。
春日同詠池岸有松鶴

和歌

参議左近衛権中将源通古

としなみをたつもみ
いけのきしねにとよる
へは君かちよのま
つかけ

八〇九 「通躬和歌懷紙」

・堅紙一紙。縦三九・六×横五〇・九糎。檀紙。

くもりある心はいかてしるへせむ
玉とみかくは君かこと葉を

通躬上

八一〇 「通枝和歌懷紙」

・堅紙一紙。縦四〇・四×横五三・四糎。檀紙。

詠早春倭歌

左衛門督通枝

みよし野はみ雪も
花の面影にまたき
かすみてはるやた
つらむ

八二九 「通村和歌懷紙」

・堅紙一紙。縦二九・〇×横四三・〇糎。国立歴史民俗博物館所蔵『中院

詠草留」所収の三条西実条宛書簡三一（古典文庫『中院通村詠草』所収）の前半部分の写し。「弟哥」は親頭の歌。当資料では略されている。

通村

竹不改色

＼おもふにはたれかたのまぬ色も猶

千尋あるかけを君か御かけと

今朝得尊意候へ共此分可然存候

少弟哥ニ相似申候

親頭

八三〇「某和歌懷紙」

・ 堅紙一紙。縦三二・九×横四六・五種。中御門院筆か。

うつみ火はさらてもみるや巖にも

花さくはかりふれる白雪

八三一「通躬和歌懷紙」

・ 堅紙一紙。縦三五・五×横四九・〇種。

大内山のとて紅葉の

一枝をたまはり候に

たてまつる

手折つるところは雲をられしの

うすくこき色も一きはえなけり

あかぬもみちはめつる

紅葉の色のたくひも

なきにおりとられ候

めくみを思ひて、又

おとりしめくみを

そふる紅葉々のこの

一枝は色ことにして

通躬上

八三二「通躬和歌懷紙」

・ 堅紙一紙。縦三二・八×横四六・二種。

たき物ふた種進上

候とて

御製を給り候に

よみて

たてまつる

あふくそよめつらしけなき

たきものに色香をそふる

きみかことの葉

通躬上

八三三「通躬女房奉書」

・ 堅紙一紙。縦三二・八×横四六・二種。散らし書き。中御門院宛通躬書

状。

仰かしこまりてうけ給候ぬ。仰下され候とをり今日はうち時
雨冬めき候。／いよ／御機嫌よくおはしまし／めてたく存
まいらせ候。／きのふはさしたる御なくさみもあらせられ候
はす候に、／御座もにき／しくおはしまし、かしこまり入
候。さては香この箱仰下され候。かしこまり入候。香具も／

通躬上

十分には御さなく、にはかにかさね候ゆへ、にほひも一入いかゝに存候ところ、仰かしこまり入候。／なをのち程参候て申上候へく候。よろしく御さた給候へく候。かしこ。／こゝに御製かしこまり拜見候。例の初一念申上候。たき物はあさきに

君かことのはの

花のかほり色香は花を

あふくとをしれたくひはある

あふくそよめつらしけなき

たき物に

ふかき色香も

君かことのはをそよめる

勾当内侍とのへ御局 みち躬

八三四 「通躬女房奉書」

・堅紙一紙。縦三二・六×横四六・三種。中御門院宛通躬書状。

たきものふた種

進上候とて御製を

給りしによみてたて

まつる

あふくそよめつ

らしけなき

たきものに色香を

そふる

きみかことのは

八三五 「某書状案」

・折紙一紙。縦三二・六×横四六・〇種。中御門院宛通躬書状。四六五の中御門院御製への返事の案文か。

口上 御報／御製拜見仕候。物名を／よく御とりあはせ／あそはされ候事と／いくたひもくりかへし拜見仕候。こなた／よりは申上候事も／さしあたり存上候はす候へども／御使もとくまち居候ゆへ／おなし物名にての事に／候へども、かやうに書付候。／われはいさけふも手折て／みせぬへくさかなん花は／にはふともなし／此初五文字、花を／御覽御覧をは存分更申上候へく候はなを／存せずの心に候。少むつかしき／五文字にて候。かしこ

八三六 「和歌切紙」

・一卷。縦一九・三×横二〇二・六種。全一三紙。ただし紙高はそれぞれ異なる。通茂詠草。切紙を継いで卷子状とする。墨による合点や訂正の書き入れがある。翻字に加えた丸数字は継ぎ目にあたる。

①

寄糸恋

つゐに人あわ緒によるの

契りあらはよしかたいとの

むすほゝるとも

②

たのましなねもみぬ野への

若草うづわなみにむすふもとをき

露の契りは

③

ならひとふつはめをみても
思へなをむつひはなれぬ
中のちきりを

④

変約恋(題の右端は切れ目にかかり、わずかに欠けあり)
人そうきかけし契りは
橋はしら身をたにくたす
ためしある世に

⑤

洩始恋(④同様、題右端わずかに欠けあり)
うち出てみえんもはかな
人しれぬ心にこめて
すきしおもひを

⑥

寄衾恋(④同様、題右端わずかに欠けあり)
ゝむつことも何をへたてん
恋ゝてこよひともねの
をしの衾に

⑦

かつきても夢やはむすふ
待人のこぬ夜かさぬる
中のふすまは

⑧

逢夢恋(④同様、題右端わずかに欠けあり)

つれもなき心にゆるす

夢ならば我思ひねに

みるもたのまむ

あふとみてさめぬ五十年の

手枕も夢としりせは

かひやなからむ

⑨

寄秋月恋

ゝあかさりし面影さそふ
月もうしさらてもほさぬ
秋のよとこに

⑩

かきくもる月もいく度
みし人のうき秋かこつ
袖のしくれに

⑪

おき出て分行露の
袖もわかとまる枕の
ぬれはしらしな

⑫

絶恋

程もなくたゆれはたえつ
かはらしと後の世かけて
いひし契りも
中たえぬあさはかならず

たのめしはすゑもとをらぬ
偽にして

⑬

織女恨曙

＼あくる夜のそらは瀬になる
うらみにも袖にはほしの
淵やせく覽
こゑそへてたつも鳴らし
織女の袖つくよるの
(末尾、結句欠けあり)

八三七「通躬勅答和歌」

・切紙一紙。縦一九・六×横二八・〇。通躬筆。
句玉御覽に入候御製を
給り候にたてまつる

通躬

玉の名のほひはなきも
めつらしとおもふに君や
こゝろとむらむ

八三八「通門書状」

・切紙一紙。縦一六・四×横二四・五。通躬筆。
御文意之由、拝見仕候。かしこまり入候。
うへをくにあらねとおほせ
かしこきをのそみて見まし
花のあるしに

とりあへず此とをり候まゝ／所望いたし上候やうに／仕へ
く候。通躬上

八三九「和歌草稿」

・切紙一紙。縦一六・四×横二八・三。通躬筆。四六二(中)、八三九、
八四〇、八四九は一連の資料。

螢

宇治河にみむはしらねと
とふほたる雲^{その}にみるそ
ま^ちか^かく^みる^は
さら^らに^こと^なる

宇治河のほたるをこゝの

そらのうへにまちかくみるは

さら^らに^こと^なる

八四〇「某書状案」

・切紙一紙。縦一六・一×横四五・七。推敲の後が見られる事から、書
状の下書きと見られる。通躬筆。螢の御製及び当座御会開催の相談。八三
九参照。

仰、うけ給候ぬ。よへ御庭のほたる／御覽おはしまし候て、
御製あそは／され拝見させられ候。よへはおりふし／月は
雲にへたてきたかにも／御さなく候ゆへ、一しほ螢か光格別
ニ／存候ゆへ、御製はあそはされすやと／うかゝひ申たく
存候へとも、さしひかへ候に、／覺しつけさせられあそはさ
れ候御事と／かしこまり入、拝見候。けふの御製ニ付、／
まことにとりあへず初一念の趣向、入／御覽候。さては、当

座御会久しくもよほされず候まゝ、来十五六の日、仰出され候はむとの御事、御尤存候。／十六日は、此月は院にもし御用は／あらせられまじきや。くはしき事は存せず候へとも／ふと存計候。十六日も院方はくるし／かるまじきやとも存候へとも、おもてむきの／御会候は、院にしこの者共、詠草うかゝひ、いつも／こゝろにて候まゝ、あなたの御用のもし／あらせられ候は、いかゝに候はむ歟。何とそ／今夕にてもあすにても御つめてあらせ／られ候は、十六日事、仰進せられ候事はならせ／られまじきや。御内会にてもに候へとも、おなしくは／おもてむきもよろしく候はん歟。御当座と候へは／院へ仰進せられ候やうに成候やうなるも／いかゝと存候へとも、此比象の哥とも／仰付られ、又御当座歟とあなたにおほしめし候／はんもいかゝ歟と存申上候。御つめて御座なく候は、／十六日比迄には象之和哥共あつまり候はん歟。／それ進せられ候時、十八日比御当座之事もよほ／され仰進せられ候は、よろしく候はん哉。／其時、此月末に成候は、あつさに成候はんまゝ／十八日にもよほされ候はんと仰進せられ候は、よろしく候はん歟。
(尚書き) 十五日は祭神事にてみち躬方に／例年私ならぬ義候。此よしよろしく／御さた候へく候。かしこ

八四一「勅答和歌草稿」

・切紙一紙。縦一六・五×横三五・一種。「四三七一―く三」にも「ゑひね」に関する詠草等が残る。通躬筆。

ゑひねの花につけて

御製を給りしに

よみてたてまつる

ねこめにて見するはかりの

花なるを君かこゝろに

かなふうれしき

心さしふかしとするや

かりそめにうへしはあさき

花のねさしを

八四二「某書状案」

・切紙一紙。縦一六・四×横四六・七種。推敲の跡あり。通躬筆か。

かねてよりかしこき勅を

いかてわかをこたりかちに

なしてをかめや

今日閑白家会始の事／きこしめされ、仰かしこまり入候。／

さて／おほしめしへちに／させられ候御事、かしこまり入

候。／かやうの御製拝領仕斗にても／今日より以後、つきて

もよほし候／覚悟にて、此比よりも／里亭会当家之も彼是／

吟味仕候。よろしく／もよほし候覚悟候。よろしく「」

八四三「真乘院殿・白河殿御詠歌」

・一包一紙。縦一九・八×横三四・三種。唐箋風の朱と灰の枠が刷られた用紙に書す。包紙表書「レイセウ院殿ケイツ／故□様暫御籠居之時／御室

院家真乘院僧正詠／御返哥并白河殿二位雅喬詠／御返哥也」。

年を経て

花のかゝみと

なる水は

散かゝる

をや

くもると

いふらむ」

仁和のみかとみに

おはしましけるときに

わかな給ひける御うた

君かため

はるの野に

いてわかなつむ

わかこるも手に

雪は降つゝ

八四四「通躬書状」

・一包折紙一紙。本紙縦三二・七×横四六・五種。包紙表書「通躬上」。包紙書付「法皇敷／勅点奉書」。包紙に墨印による封印あり。朱の書き入れは、「一段之事に候」とある部分を除いて、該当する字の右に（朱）として示した。

被上／昨夜於 御前参候儀／今日参 内、櫛笥前大納言／参
会仕候処、前大納言申候は、／昨夜従 此御所敬法門院／御
参 内、禁秘抄御もたせ／前大納言江被為見候。此／御所思
召旨尤参候。就夫／禁秘抄之趣にて中臈候は、／養子ニ
無之而茂苦間敷候／思召候哉。通躬昨夜承候ニ／中臈にては
養子ニ不被／仰付候とも苦間敷様ト被存候。／禁秘抄之
趣にて不及養子候得者／幸之儀に候。伊五郎処方へ者／
中山大納言申合よろしく／可仕候也。／通躬上

一段之事に候(朱)

八四五「通躬和歌稿」

・折紙一紙。縦三九・〇×横五二・八種。

宮たちにもなはれつゝ

たけかりに修学院へ

参けるに、山の紅葉の

そめあへぬをみて

長月のくはゝる秋に

そめあへぬ山の紅葉は

御幸をやまつ

通躬上

八四六「素然奉和歌写」

・折紙一紙。縦三六・一×横五二・四種。一五八の写し。

慶安四年十二月二日賜之

後陽成院御製

旅雁南帰残臘天

今宵話旧思欣然

前身蘇武去来否

一瞬居諸十九年

奉和 素然

おもひきや雁のゆきゝに

したひにし雲みにかへる

身をことしとは

八四七「通躬和歌稿」

・折紙一紙。縦三二・八×横四六・三種。

通躬上

手折てはよそめに

君か

きのふみし色にや

をとる

枝の紅葉ゝ

八四八「某和歌写」

・折紙一紙。縦三二・九×横四六・七種。通躬筆か。

またれつるおりしもとてやからみする

花ゆへにかほりもさらに

おもひなすらむ

またれつるおりしもみする

花ゆへにかほりもさらに

おもひなすらむ

さき程の花、御機嫌御機嫌の御事にて、此間名御事かりもよらす。おりふしにて又

御製拝領仕候。かしこまり入候はかりに

とりあへず申上候。

八四九「通躬書状」

・折紙一紙。縦三三・〇×横四六・二種。中御門院宛通躬書状の控え。蛸

の御製及び当座御会の日取について。八三九参照。図版3参照。

仰うけ給候ぬ。よへ御庭の／ほたる 御覧おはしまして／御

製あそはされ拜見させ／られ候。よへはおりふし月は／雲に

へたてさたかにも御さなく／候ゆへ、一しほ蛸の光格別に／

存候ゆへ、御製はあそはされず／やどうかゝひ申たく存候へとも、さし／ひかへ候ニ、覚しめしつけさせられ／あそはされ候御事とかしこまり入／拜見候。けふの 御製につきまこと／とりあへず初一念の趣向を入／御覧候。さては当座御

会遠／々しくもよほされず候まゝ、来十五六比／仰出され候はむとの御事御尤存候。／十六日は、此月はもし／院に御用

はあらせられ候ましきや。／御神拝の事おはしまし候事御さ候。／それともはむかたはくるしかる／ましきやとも存候へとも、おもてむきの／御会候は、院にしこうのものとも／

詠草うかゝひいつもころ／にて／候まゝ、あなたのおほしめし、いかゝに候はん敷。／今夕にてもあすにても御つゐて／おはしまし候は、十六日事を「仰進せられ候事はなら

せられ／ましきや。御内会にても候へとも／おなしくはおもてむきもよろしく／候はむ敷。御当座と候へは／院之御内

意仰進せられ候やうに／なり候もいかゝとは存候へとも、此ころ／象の哥とも仰出され、又御当座敷と／あなになにおほし

めし候はむかと存、／申上候。御つゐて御さなく候は、十六／七日比迄には、象の哥ともさためて／詠進と存候まゝ、

そのうつしを／あなたへ進せられ候時、十八日比に／御当座もよほされ、そのよしを／仰進せられましきや。十五日は祭

／神事ニ付みち躬方ニ例年／私ならぬ義候。此よしよろしく／御さたおはしまし給候へ候。かしこ／みち躬／勾当内侍

とのへ御局

（尚書き）尚いつにても院へ仰進せられ候は、／十六日の御神拝の事は御存／あそはされず。たゝ御用御さ候（以下存

せず、書きさしか）

八五〇「通躬書状」

・折紙一紙。縦三・九×横四六・七種。中御門院宛通躬書状。「三枚」返却への札と返歌。

内々入 御覽候三枚、／かへし下され候。久しく／とめをかれ候とて／おほしめしつけささせられ／御製をはいりやう候。／御製はいつもなから一しほ／格別に拝吟仕、かしこまり入候。／匳吟にてもと思案仕候とも／趣向も出す候へとも書付上候まゝ、／例の通よろしく御ひろう／給候へく候。かしこ

君かみる程へすかへす

玉章はとめをかるとも

なにかおもはむ

通躬上

勾当内侍とのへ御局

八五三「和歌写」

・折紙一紙下敷一枚。縦三三・六×横四六・七種。下敷縦一六・七×横四六・七種。各歌。縦一五・二×横二・五種の罫線を引く。通躬追善七回忌。末尾の「題者 民部卿」は飛鳥井雅香。

延享二年十二月三日 追善和歌（不違／文字）

懐旧催涙

七年の過しむかしをおもひ出で

兼香

ありし世をはや七年とかそふれは

おつる涙にぬるゝ衣手

惟通

ことのはの道の名たかきあるとどひて

なきかけしのふ袖のつゆけさ 家仁

七年のあとゝふけふはなにくれと

しのふなみたそ袖にせきあへぬ 貞建

いまも猶なみたの露のかす／＼に 職仁

ありし世したふ袖はかはかす ありし世のことをあまたに思ひ出で

したふなみたはえこそとゝめね 尊賞

（尊賞の歌は二行とも貼紙による修正。元は冬瀬の歌が書かれていたことが確認できる）

（二行一首分空白）

堯恭

したふにもありし世遠く移り来て

なみたとゝもにうかふおもかけ 冬瀬

つたへてし道のめくみのつゆかけて

きえしあとゝふ袖はぬれつゝ 光榮

七年とかそへしるにもありし世を

しのお涙そさらにおちそふ 通兄

さらに又涙そおつるなき人を

しのお月日のけふにめぐりて 長忠

七とせの過しよしたふたもとには

いまもなみたのえこそかはかね 栄親

なゝとせの跡とふのりの声きけは

やかてみたるゝ袖のしらつゆ 通夏

いまもその名をこそしたへありし世を

おもへはしほる袖のなみに 永房

七年のけふのむかしをしたふ身の青方為上

そてはなみたの露そひかたき 雅香同上

ありしよを思ひいつればさらに今

うかふなみたにぬるゝ衣手 定俊同上

たちねのおやのいさめの言のはの

ありし世しのふ袖の露けさ 通枝青方為上

いまさらになみたそ袖をぬらしける

そのいにしへをおもひいつれば 俊宗同上

七とせのむかしをいとゝ思ひいてゝ

したふ涙そ袖に落ける 定種青方為上

七年のほとなくめくる月日はは

しのふなみたは猶もこほれて 恒具同上

しのひつゝぬらせし袖のむかしをも

けふのなみたに思ひくらへて 為村同上

(為村の上句は貼紙による修正。元は宗家の歌の上句)

(二行一首空白)

涙こそまつうかひけれありし世の 重瀬

おもかけしたふけふのたもとに 実積青方為上

見たたひにありしその世をおもひ出て

なみたそうかふ水くきの跡 宗家青方為上

残る名をしたふにおつる涙かな 通貫青方為上

けふ七とせの日数かそへて

せきあまるたもとほさそな七とせと

よそにしのふもろきなみたを 通積青方為上

重瀬

実積

宗家

通貫

通積

通積

通積

通積

通積

通積

しのふなみたに袖そしほるゝ 賞雅同上

いまも猶過しそのよのしのはれて

袖のなみたのかはくまそなき 盛仲

(右一首「いまも」の一部分は貼紙による修正。もとは「ことの葉の道青方為上の光を」)

ことの葉の道の光を残すより

むかしをし青方為上のふ袖そ露そふ 光胤

七年にめくれるけふはあとしのふ

なみたの袖のいとゝしほれて 雅重青方為上

過にしもはや七年のけふにあひて

しのふ涙の袖におちそふ 実称同上

かそへきてけふ七とせのいにしへを

しのふなみたに袖そかはかぬ 栄通

題者 民部卿

八六二〜八六四包紙

・一包三枚。三枚は同じ折のものではない。

八六二「通繫和歌短冊」

・縦三七・〇×五・五種。打曇短冊。三つ折りの跡あり。綴穴なし。実は通茂和歌短冊。題は冷泉流の字。

寄風恋 うき露の袖にはいつかふれて見む

思ふか中の心あひのかせ 通茂

八六三「通躬和歌短冊」

・縦三六・五×横五・八種。打曇金野掛け短冊。三つ折りの跡あり。綴穴なし。

山家 世はなれて山にすむ身はやすしとも

時雨 しらて時雨やおとろかすらむ 通躬

【図版】
1. 五三三「光茂歌道伝受起請文」

八六四「定業和歌短冊」

・縦三七・三×横六・一種。打曇短冊。三つ折りの跡あり。綴穴なし。

立かへりなをこそしのへ和哥の浦の

なみ／＼ならぬめくみしる身は 定業

三八七「後陽成帝宸翰掛軸」

・掛軸一軸。本紙、縦三五・一×横一〇一・二種。楮紙。通勝宛後陽成院書状。後陽成院が源氏物語乙女巻の講義を行った後、追って通勝に師説相伝を依頼したもの。『宸翰英華』にも慶長十一年のものとして同資料の翻刻がある。

両三日者不得寸暇、絶音／容心外之至にて候。先度は／乙女巻講候砌候之段、赤／面之義難申尽候。乍去談／義の及第と満足申候。外聞は／無申計候。歴々にて廢忘申／五六ヶ条誤事、口惜候。／其内覚悟申失念之事も／ましり、又底から未練之事も／交候て後悔申はかりなく候。／和哥の両神住吉玉津島／并天満天神自讃にて他の指南うけましき非心底候。

／一ヶ条成共異見承度候。／花鳥にさへ或説のやうに／申事候間、増而愚意の／自見何以可為正候哉。返々／少々にても師説相伝候は、別而／可為鴻恩候。兼又昨日ハ／禿毫所望之よし／安間之事／なから、是又／汗顔にて候へ共、／随分勢をいたし候て／書付候てまいらすへく候。／就中蛩之巻より、又／例の校合申たく候。／いつれも日者従此方可申候也。

／中院入道殿 (後陽成院花押)

2. 五三五 「和歌伝受書」(五三五―一)

3. 八四九 「通躬書状」

〔 解題 〕

本稿は、京都大学文学部蔵（現在は京都大学総合博物館所蔵）「中院文書」中の文学関係資料の翻刻である。

京都大学附属図書館所蔵「中院文庫」は、「大正十二年元住友本社社長住友吉左衛門氏が中院家との姻戚関係の縁故から、（中院）通規氏より伝世の文書記録を含む典籍一〇四一冊を一括購入して寄贈したものである」（京都大学附属図書館編『京都大学附属図書館六十年史』（一）内稿者補）。住友家と中院家との「姻戚関係の縁故」とは、寄贈当時の中院家当主通規は徳大寺公純の第三子、住友家当主友純は同じく徳大寺公純の第六子、即ち兄弟であったことを言う（海野圭介『和歌を読み解く和歌を伝える 堂上の古典学と古今伝受』第七章「中院家旧蔵古今集註釈関連資料」）。当「中院文書」も住友氏に「一括購入」されたものに含まれるものと思われる。海野圭介氏も紹介する『中院家寄託歌書目録』（大正十二年四月、岩橋小弥太記。「京都大学附属図書館所蔵『中院家寄託歌書目録』翻刻」、『大阪商業大学商業史博物館紀要』三所収、二〇〇二年三月）には現在「中院文庫」所蔵の資料名の後ろに「中院文書」所蔵資料名が並ぶ。附属図書館と文学部とに分蔵された経緯は未詳であるが、およそ書冊（卷子も含む）か一枚物（軸物も含む）かという形態の違いによって分かれたたものであるろう。台帳によれば文学部には大正十二年十一月十五日付で三八六点が竹苞楼佐々木惣四郎から買い入れられているという。

とまれ、「中院文庫」と「中院文書」は本来一体のものであった。ところが、文学研究に於ける「中院文書」についての言

及は、「中院文庫」のそれに比べ、井上宗雄氏『中世歌壇史の研究 室町後期編（改訂新版）』・日下幸男氏『中院通勝の研究』『後水尾院の研究』などに限られ多くはないようである。由つて、「中院文書」（現在一〇八〇点に整理されている）中の文学関係資料三〇九点をここに紹介・翻刻を行った。

なお、本稿ではおよそ江戸時代中期まで、即ち中院通古（一七五〇～一七九五）に関わる資料までをおよその収録対象とした。

さて、翻刻した文学関係資料の内容としては、古今伝授切紙や誓紙・証明状を中心とした伝授関連資料、そして、天皇や院から賜った書状・詠草などの宸翰類が目立つことが特徴と指摘できよう。以下では、蔵書の中核を為す江戸時代初期から前期にかけての中院家歴代のうち、通勝・通村・通茂・通躬に関する資料を採り上げ、若干の解説を付す。

先ず、中院通勝（一五五六～一六一〇）に関しては、「後陽成院御製詩写」（一五八）がある。慶長四年（一五九九）、通勝勅免時に後陽成天皇から賜った漢詩と通勝による唱和の和歌である。原資料ではなく江戸後期の書写ではあるが、江戸時代を通じて歌道の家として勤めた中院家の礎を築いた出来事として、江戸後期に至るまで中院家では重要視され続けていたことが窺える。なお、（八四六）も（一五八）の転写。

また、通勝勅勘の際、通勝を丹後に受け入れ後見を為し、その歌学の形成を支え、三条西家流の古今伝授を受けた細川幽斎に対する恩義を示す資料も散見する。「飛鳥井雅章書状」（五一六、大炊御門経光宛）・「烏丸光雄書状」（六六七、細川行孝宛）

・「雅章宛」(六六八、飛鳥井雅章書状、細川行孝宛)・「經光書状」(六七二、細川行孝宛)は、飛鳥井雅章編纂の幽齋家集に後水尾院が「衆妙集」と勅銘を施しかつ外題染筆を為した際に交わされた書状の写しである。熊本大学所蔵の編者雅章自筆『衆妙集』に添えられた書状十通(土田将雄編、古典文庫『衆妙集』に所収)のうちの四通に当たるもので、幽齋の名誉を伝える一件として伝えられたものであろう。

さらに、中院通知が文化六年の幽齋二百回忌を主催せんとした際の書状(案)も多く残されており、「中院大納言書状案」(六五六)以下、「某書状案」(六五九)・「中院大納言書状案」(六六二)・「某書状案」(六七六)・「某詠歌覚」(六八三)がそれに当たる。通勝との交誼故に、また通村は幽齋養女の所生である故に細川幽齋の顕彰が図られたのであろうが、それは歌道家としての中院家の権威を保証するものであつたと思われる。

次に、通勝の古今伝授関連資料を挙げる。「中院通勝古今伝授誓書案」(二二九)は天正十六年の誓状の自筆案文。その折に参考とするため幽齋から示された三条西実枝・公国筆の誓状案の写しが「三光院古今伝授誓書案」(二二七)・「権中納言公国古今伝授誓書」(二二八)。「細川幽齋古今伝授書」(二三〇)は慶長九年の伝受の際の幽齋自筆の証明状。「三箇大事二関スル書類」(二三四)・「和歌稽古口決二関スル書類」(二三五)はその折の古今伝授切紙十八通と六通。図版にも掲げた「素然伝授書」(二三七)は通勝死の前日、通村に与えた「和歌一流伝授」の証明状。末期の絶筆。

他に、(三八七)・(四〇五)・(四〇七)は通勝宛の後陽成天皇宸翰。うち(四〇六)は慶長十一年正月の後陽成天皇の試

筆和歌についての下問。(三八七)は同慶長十一年九月に行われた後陽成天皇の源氏物語講釈後の書状(翻刻は(下)に所収)。いずれも『宸翰英華』にも所載。

中院通村(一五八八〜一六五三)に関しては資料が伝わらない。例えば「講師説伝来二関スル古記等抜書」(二〇五)に「延宝之度、通勝通村以前之書記多焼失」と記されているように、おそらくは火災により多くを滅失したのであろう。僅かに、息通純のものとして伝わる「中院通純書状」(三九〇)が実は通村書状とすべきかと思われ、他には詠草の一部の写しが伝わる(八二九)ばかりである。

中院通茂(一六三一〜一七一〇)の関連資料として特筆すべきは、豊富に残された古今伝授関係資料である。万治三年(一六六〇)五月の伊勢物語伝授切紙(二四一)及び源氏物語伝授切紙(二四〇)、寛文四年(一六六四)五月十八日の古今伝授切紙(二四五、二四六)、同年十二月十一日の三部抄伝授切紙(二四三、二四四)が伝わっている。つまり、後水尾院から通茂が受けたとして記録に見える古今伝授関係の切紙は全て、実際に伝授されたものが残されていることになる。寛文四年に後水尾院から後西院や通茂らへ古今伝授が行われ、その後も後西院から靈元院へと各種の伝授が伝わっていくが、そうした御所伝授の発端に位置する切紙資料として重要である。なお、伊勢物語切紙・源氏物語切紙が後水尾院宸筆であるのに対し、古今集切紙・三部抄切紙が照高院宮道見筆であるのは、寛文四年の時点で後水尾院が老体のため、道見に代筆させたためであろう。通茂『古今伝授日記』(中院・VI・五九)寛文四年十一月十四日条にも、三部抄切紙について「宸筆難叶之間、照門御右筆之

由、御理也」とある。

周辺資料として、古今集切紙の内容に関する不審条々及びそれに対する回答を記したのもも残る(二四八、二四九—)。「古今伝受日記」のうち伝授の翌日である寛文四年五月十九日条に「不審一紙献上之切紙之内ノコト也。速々御覽、可被仰聞之由也」とあり、その不審及び後水尾院の回答にあたるのがこれらの資料と見られる。

ところで、万治四年正月十五日、関白二条光平邸からの出火により、御所や公家屋敷の多くが類焼した。この時の火災については、通茂が次のように日記に記している。

予文庫火入、字書哥書悉焼滅、殊更累代笏日本書紀大納言殿 相伝之見勢抄焼失、
悲歎無極。遁火災物、九牛之一毛也。数代之功業諸本等空
於一時、不堪嗟歎綴一章了。

時のまの煙とみるもはかなしやよゝにあつめし水くきの
跡

これをきゝて、烏丸大納言、

かへの中に残るをちりのふもとにて今より文の山つくら
なん

かへし、
ふみの山つくる行衛はとをくともすゝまは人もちからあ
はせよ

『中院通茂記』(中院・II・二〇)万治四年正月十五日条
中院家の文庫にも火が入り、歌書を含む多くの書物が焼失し
たという。それでも万治三年の切紙が残っているのは、別置さ
れていたか、あるいは緊急に持ち出されて難を逃れたためであ
ろう。なお、いつ作成されたものかは不明だが、古今伝授関係

の資料を即座に運び出すための大小二つの笈も中院文書と共に
残されており、緊急時の対策がなされていたことが分かる。

通茂はその後、宮廷歌壇において靈元院を補佐する重要な存
在となる。延宝八年(一六八〇)及び天和三年(一六八三)、
後西院から靈元院・近衛基熙への古今集講釈においては、日野
弘資と共に陪聴し、開書を作成している。「後西院和歌二関ス
ル御講話開書」(三〇一)がそれに当たる。靈元院から廷臣へ
各種伝授が行われた際には、三部抄講釈のうち『未来記雨中吟』
の講釈を担当し、靈元院からその明快な論を褒められている(二
六四)。また、「和歌伝受書」(五三五)は靈元院宸筆と見られ
る古今集切紙十三通であるが、中院家で靈元院から古今伝授を
受けた者は記録になく、どのような経緯で中院家の所持するこ
ころとなったかは不明である。なおこの十三通はいずれも、先
行する古今切紙十八通の内容と重なるものだが、内容の一部に
変更(主に簡略化)がなされている。靈元院が古今伝授を行う
際に切紙の内容に変更を加えるに当たり、変更後の内容を示す
ために通茂に下賜された可能性もあるが、定かではない。

宝永二年、通茂は中院家内部の伝授として、通躬、野宮定基
(一六六九〜一七一)、久世通夏(一六七〇〜一七四七)の
三人の男子に古今伝授を行っている。その時の三人の誓状(二
六六―二六八。五三三も通躬誓状だが、破損が甚だしい)及び
通茂から通躬・定基への証明状(二六五、五二六)も残る。通
茂筆の切紙には三部抄切紙(二四二、五三七、五三八)、伊勢
物語切紙(五四〇)、源氏物語切紙(五四一)、古今集切紙(五
三四・五四三)があり、いずれも後水尾院から通茂に与えられ
た切紙と同内容である。つまり御所伝授と同じ内容の切紙によ

る伝授を中院家内部でも行ったということである。「伝受箱開二関スル誓状案」(五二七)に「当家伝授箱開候事、従法皇今度蒙御免候」とあるように、中院家の伝授箱を開ける際に天皇や院の許可が必要であったのも、切紙がそうした内容を持っていたためである。公家に行われた古今伝授が後にその家内部で継承される際にも、天皇や院から一定の管理がなされていたと見ることが出来る。

通茂は他に、妹の夫にあたる鍋島光茂(一六三二〜一七〇〇)にも古今伝授を行っており、光茂が提出した誓状である「光茂歌道伝受起請文」(五二四)及び通茂が作成した証明状「伝授状」(二五七)(控えか)が残る。光茂はこれに先んじて後水尾院の門弟に召し加えられており、寛文二年三月二十二日付の起請文を通茂に送っている(「光茂歌道伝受起請文」(五二三))。牛王宝印の裏に起請文を書いたもので、武家の歌道入門の誓状として興味深い。

古今伝授関係以外の資料では、天皇や院からの宸翰書状や女房奉書がまとまって残る。本稿ではこれらについて、可能な限り各資料の解説にその差出人を記すよう努めた。そのうち通茂宛と見られる書状は、後水尾院との勘返状(五一四)、後西院からの書状(四一〇、四二二、四二七、五一五(勘返状))、靈元院からの書状(二六四、四二八、四三四、四八二、四八四、四八九)、東山院からの書状(四八三、四九〇)が伝わる。後水尾院との和歌に関するやりとりは多かったものと考えられるが、それらが残っていないのは先述の火災により焼失したためか。多くは後西院、靈元院からの書状である。

後西院からの書状では、「法皇(後水尾院)の語が頻りに見

られる。「内々契約申候 法皇御製一枚進し候」(後西院宸翰(四一三))や「哥合一巻 法皇御覽、年号相応勅筆思召寄無之由仰に候」(後西院宸翰(四一五))では、通茂から後水尾院に対する依頼の取り次ぎをする形で後西院が間に入っている。「端奥両首之内可然候歟。此身ひとつの仏とや見む、新成仏久成仏之心、猶よく聞え候哉のよし、法皇仰に候」(後西院宸翰(四一七))は通茂の和歌の添削合点に関わる後水尾院の言葉伝えるものである。理由は定かではないが、後水尾院と通茂との連絡を後西院が取り次ぐことがしばしばあったようである。また、「一葉抄」(後西院宸翰(四二二))、「類聚雜要抄」(同)、「古今聞書」(後西院宸翰(四一四))、同(四二五))など書物の貸借や書写に関わる書状もあり、禁中や中院家の蔵書の具体的な動きを見ることが出来る。

一方靈元院からの書状では、和歌の添削合点を依頼したものが見られ(「靈元院宸翰」(四三三))、同(四三四)、「仙洞女房奉書」(四八四)、靈元院が通茂を師として和歌を学んだことが知られる(四八四)については、端裏によれば宝永三年(一七〇六)正月十四日のもので、この年靈元院は五十三歳、通茂は七十六歳であった。通茂のごく晩年まで、靈元院は御会への詠進歌について相談していたのである。また、「女房奉書」(二六四)や「宸翰女房奉書(仙洞仰)」(四八二)には古今伝授に関わる内容も見える。通茂は晩年まで、和歌を通じて天皇や院と深く関わり、和歌宗匠としてその力量を存分に發揮したのである。

通茂の息中院通躬(二六六八〜一七四〇)に関係する資料も、概ね古今伝授関連資料と天皇や院からの書状類が多くを占め

る。

通躬の古今伝授関連資料としては、靈元院宸筆の三部抄切紙（二五八、二五九）が伝わっている。靈元院による詠歌大概及び百人一首の講釈、さらに通茂による未来記雨中吟の講釈を経て、元禄十五年十二月に清水谷実業（二六四八〜一七〇九）、武者小路実陰（二六六一〜一七三八）、通躬の三人に対して靈元院が三部抄伝授を行った折のものである。一方、通躬が書き残したものに、てにをは伝授関連（二七三、一七四）、詠歌大概関連（二七六）、源氏物語関連（二七七）の資料がある。「天仁遠波伝授書」（二七三）は中御門院へてにをは伝授を行うよう實際に要請するもの、「古今講談日割」（二七六）と「源氏物語抄」（二七七）は共に講談の日割に関わるものであり、通茂ほど中心的ではないにせよ、通躬もまた御所伝授に関わる立場にあつたことが窺える。他に、通躬が仙台藩五代藩主伊達吉村（一六八〇〜一七五二）へてにをは伝授を行つたことが、吉村から提出された誓状である「伊達吉村和歌伝受誓状案」（五二八）によって知られる。

古今伝授関連の資料からは、通茂、通躬共に、御所伝授の実務者として活躍していた様子が看取される。中院家が宮廷歌壇の中で重要な存在であつたことを示す資料群と言える。

一方、通躬宛と見られる書状は、靈元院からの書状（四九一〜四九八）、中御門院からの書状（四三六〜四四一、四四六、四四八、四四九、四六〇〜四六二、四六七）、桜町院からの書状（二六二、二六三、四六三、四六六、四七四）が残る。また、中御門院から送られた和歌も「和歌懐紙」などとして残る（四四二〜四四五、四五〇〜四五九、四六五）。通躬については、

主に中御門院との交誼の様子が書状から知られる。いくつか内容を見てみよう。

「某書状」（四六二）は、中御門院がある夜、禁中の庭に放たれた蛍を見て詠んだ和歌を、翌日通躬に送つた折の書状である。「庭にいまはなつも涼しさぞとおもふ夕やみてらす宇治の蛍は」との御製に対し、通躬も和歌を返していたようである。

「某書状案」（八四〇）、「通躬書状」（八四九）は共に返書の案文、八三九は返書に添える返歌の歌稿と見られる。通躬は「宇治河にみむはしらねどとぶほたる雲ゐにみるぞさらにことなる」（和歌草稿）（八三九）と詠んでいるが、推敲の跡も残されており、また別の歌案もある。最終的な歌形は不明だが、ともかく蛍の風情を和歌で確かめ合う両者の思いが表れた資料である。

また、「和歌」（四六五）には「さけ」「さかな」の二つの言葉を読み込んだ物名の御製が記されている。「某書状案」（八三五）はこれに対し、通躬が同じく「さけ」「さかな」を用いた物名歌を返した際の案文と見られる。こちらは先ほどよりもくだけた雰囲気でのやりとりである。

なお、中院文書にはこのように中御門院宛通躬書状の案文と見られるものも多く残っており（六五三、八三一〜八三五、八三七〜八四二、八四九、八五〇）、その交流の様子がよく分かる。

「某書状」（四四八）には「象ノ御製」という言葉が見える。享保十三年（一七二九）、將軍徳川吉宗に献上される二頭の象が、交趾国（現ベトナム）から長崎へ渡つてきた（うち一頭は長崎で死亡）。翌年江戸への途中、四月二十八日に象は宮中に

参上し、靈元院、中御門天皇及び廷臣達はその姿を見て詩歌を詠んだ。「象ノ御製」とはこの時に詠まれた中御門院御製を指している。「和歌懷紙」(四四九)では御製の添削を通躬に依頼している。ただし、宮内庁書陵部蔵『観象詩歌』(二一〇・七二〇)には「時しあれば人の国なるけどもものけふ九重に見るがうれしき」という御製が見えるが、(四四九)に載る和歌はこれとは異なっている。添削の依頼に当たり、中御門院は「をのがじこころをよせしのちにわがきさのこの葉さらにつたなき」(「和歌懷紙」(四四九))と通躬に向けて詠んでいることから、廷臣達の象の和歌が一通り集められた後、さらに重ねて詠まれた御製についての添削依頼と分かる。なお、象の歌については(八四〇)(八四九)でも触れられている。

中御門院より三十四歳年長である通躬は、院にとつてまずは和歌の指導者、相談相手であったことだろう。しかし同時に和

歌を通して心を通わせることのできる廷臣の一人でもあり、当時の宮廷歌壇を論じる上で欠くことのできない人物である。後水尾院にとつて通村が、靈元院にとつて通茂が、それぞれ信頼の置ける歌人であったのと同様、中御門院にとつては通躬が、その和歌活動を支える重要な存在だったのである。

〔付記〕

資料の閲覧に際しては、京都大学文学研究科元助教の谷徹也氏(現立命館大学文学部准教授)および現助教の木土博成氏に高配を賜った。記して感謝致します。なお本稿は、科学研究費補助金(基盤研究(B)、課題番号 17H02309、研究代表者長谷川千尋)の成果の一部である。

(おおたに しゅんた・京都女子大学文学部教授)
(おおやま かずや・同志社大学文学部助教)